旬

名譽文庫

雲隠

可
あまくれなと落たる事
此巻ハもとより無かりし哉
すそその心をあらはせり
此若題ありて六条院ひとへ
かくれ給ふ事を此詞代
集にもあまたの道をも万葉
集にハ人の逝去するをこれを
かくれといへり弓削皇子薨
時置始東人か

大君御ものまをしたまへ
いなのこてをかれおひぬ
以下略し

一六条院新城事

英帝のてをかの御ものかた
撰しをと中古のとを道や
屋り初語のおもてよすくく
不見ぬしして無ものおもう
宿事の中てふい董大ねり乃
綱なこ院ものそのちこ

三年ばかり過ぎぬるを世とともに
御ものの院りも六条院も
御のをくの宮さんの宮
見給ひしといふ世とのれ
源氏院より陽居しおとしき
えてり且宮隠まてとて一帖
あるとそのの事中ぬ久とも
里かて其間より朱雀院
無乃宮新仕方改古賢
黒大臣以下の人々おのうを

られて行くて六条院をも
滅亡いはんとしてあつまりて白兵
を董中わ下ほうつのもの
を寄せて幼稚をうたちこ
ろんん白兵ハ中にかくれ
服あを中わ侍従をうし
ゆり見ものあひあそ
一中
中ハ中にあるのこあるて甚河内
幼のものをそわを誠年

同じあるものの稚を六
条院に滅亡をの先
を立るをうし芳物を
中侍従を宿まの先を六条
院をもむきて二三年
をわさの院を陽房院
ハかくれて出網わく
滅亡のるいハ河海をやれ
おをうめ幼のものをよい董宮
い中のみを白兵ハ先の

よりかくれ住のもとの綱
あり旬のまそりに董の十郎
はるゝ頃の六月より是十三
まその日八十年のゝ初編
のまそりに人ゝ伝ゝまそ
らに偽のまその中に張城
住よ二三年陽房行て
家敗崩れ行まとはまそ
よ綱あゝまそりまそ都光
の名ちあり是て綱とあ

事に天台の学部の法つと例な
引あれと野四郎とはまそ
行り俗書ともそいまそ毛行の
小雅の中よ南淡白華華
黍田庚崇丘由儀の六篇
篇の名のとあり是て行の綱
明光に遠行といひてもと
綱あり是うせて是れな
よりて東廣微といひ人
綱と行くりて猶元行とな

法華経の講の中ノ中の事
のもち事海庵いとの行と
いひて楽曲の名なれどその調
ものとなるあるべし行と紙
行ひいさ行の篇の名のことあり
調ものもいさうくしの事の
名のことあるそれその調ものもこれ
おのれ見し
私云
さうくしの六事の中の
き歌頌滅法隠遁あり

法華経の講の中ノ中の事前のあり
法華経の行ん法をいふ
あるべき事もなるべ
法華経の行ん白宮と
ものもいさうくしの六事の中
ものもあるべきもの
のものとその百よしそ
ものもあるべ
と入ってしう

白無垢宮　一名薫君

以中納言為巻名

思いのあまりに無垢宮

薫中将をもきてまつわれ

ばかりそこに侍る有あり

三名

中将の君の思ひ大将の年

齢をもて年紀とす

秘　十年十四歳にて元服

の事あり　六十才　四十二才

その事ども徳の中より
ゆりたるも過て有事
出たれて年紀新紀より
鎌倉より四十年より五十九年
までの事とのたまへり
是ども六才の五月のこと
なるべし

光かくれ給ひ
下 六月崩御義孝号
の様い崩御といふ
中 光君踏蹈院を隠居
して二三年経たり
暴逆(シウガ)し始の事といふ
そこの所ども
又書かたと所なり
も六月崩御より及ぶ迄
いたりたるも

おなじ
光仁帝桓武帝源氏と藤
原あるいはまたいにしへをさ
まもこれをとうとびて
ひたすらに恐れ慎きとも
ものたいのこと宮
自然と宮も
その御門はまもりて
六条院はそ出生あるとき
慶安三年版董中君

いとこなりしかもさきの世
七の世六條御息所なりしを
昔の六条院の世より昔を
可知とぞ思ふ
其の批判の法也
人の身はさこそあるら
六条院の品まと人の身
故に六条院の幼少の時
よりの人の思ひ
ことよ

いみじのたひらもそ
源氏に自分の国おて名
多くはしもさをおそ
てとともに部もしそな
ほもそいえ国の家見し
多事もおの自しも
これい源氏の俳句
そんの国よ多て源氏
のうそも
お国えう多んうえ

白宮いたれるを
のゝ[illegible]いたり委しき
ゆゑなきあるさとよ　二条殿
女一宮、六条院の南の方の
女一宮いは第七の[illegible]
[illegible]は第七の時の[illegible]
とあるゝ[illegible]
一品宮也
二宮も[illegible]の殿
白宮の品胞の[illegible]也

梅壺と書可[illegible]六条
院の寝殿　女二宮の住
は寝殿、辰巳の町の殿
右の[illegible]の　少将[illegible]二
の女と[illegible]
腹也
坊の孫[illegible]　しの[illegible]宮宣
[illegible]は二宮又坊
[illegible]孫[illegible]
[illegible]

大ぶとの宮ぬし
夕男女子六人あり
その つぎ　第一こと　第二
第二女に二宮とはやしに南
代の文ゑもの次中の文
ゑ夕男の女もとかく
ちをなんと世ゑの人も思ふ
也
我ゑ心ゑ自おこすけん
自宮に我ゑ思ふ思ふ

素ゑ我ゑ清く明き
わ我ゑ清き色
おとこも　やうのわと一極
のおのゑに我女と次第く
よかいもんもいつも
ゑ我ゑ明むきき
さ我ゑ心ゑの忠義色
もあいかいもも
明色
六の君じ　筑門作

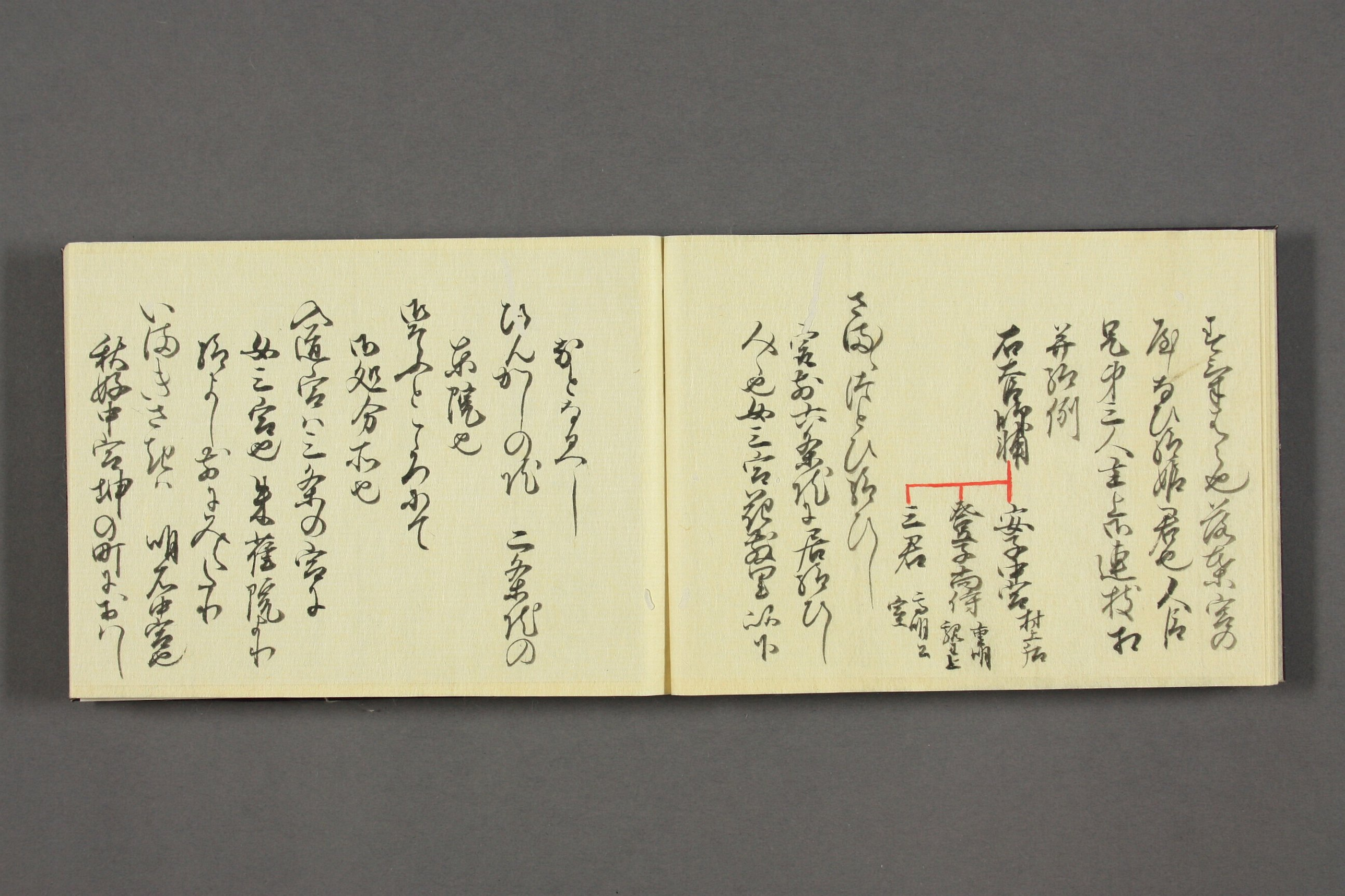
安子中宮 村上天
登子高倚 東明 親王
三君 二条院ノ室

[illegible]
[illegible]
の宮と[illegible]
院のうちさしく立給
いまへの為めとみまくも
漢家遂市朔[illegible]のと
中ゝ融[illegible]の河原と異
なり
我ゝ[illegible]
門前零落[illegible]の色

[illegible]の[illegible]
[illegible]の須[illegible]方[illegible]
[illegible]のうゝ[illegible]
三年[illegible]
[illegible]の事の為[illegible]
六宮[illegible]如二宮[illegible]
[illegible]二宮[illegible]
[illegible]皆明[illegible]
[illegible]
[illegible]

大いなること　はなの色　源氏の
ものとそのこくいつるこの宮
もあつしかしかるも
あいのうの　第二のあ
のとしくくらしたる内
さくるも
うきなかるこの宮
源氏のこの事ゆしとよ
玉の花のさかりわけ
ゆりなくあれてを梅花

あるそ世中そのさもあ
花の色をあらそふ貴宮
人あ海宮に第七早
世界そのもの
二月の宮の月の君　菫
宮のきまあ花ちるの
源氏の冷泉院のもとに
つるも
きさいの宮も　秋好中宮
ひとりあんかるもあれ

倉本藩中元服之例に準じ
秋右と申すよりて
行川光三郎年紀就ての
願書あり西尾藩十萬石の秋
但中務也同じ例
自侍従但右と中務例
黒田関白道薫
天元二十二侍従 寛和
二七十六右中務 以外無拘
特設師賞以来或者

廿將或薫慶藏貞信公
忠平い自侍従但慶藏薫
ひ中務そのかい
冷泉院治世
太上天皇年官年爵封
戸信田事
諸司九一人 主稼一人
同一人 一分一人 爵一人
元 加賀 封戸二千戸 勅旨四千
町 此の名称三 置加階

しうと
いろの宮とよはれし まろ
今上はまさりけるとも
おほしまさりて 冷泉院
の御殿ちかき對屋を書
司よりてつくられ
女の御事しきりにしても
宮あなかちにおはしまし
うへも宮にも 冷泉院にも
秋好中宮にまも

とうの大いとの
致仕太政大臣薨去しての
姫にておはす 弘徽殿女御
女一宮
をさなくて 薫と宮女とは
しく御寵愛ありて併秋
好の御寵愛の次第にふかく
なりぬる故なりとも
いとあはれにて 薫の君は
其宮もつきくの字にても

春宮或又宮白川宮
中務宮皆明石中宮遊
いそのかみとよもそてふ
彼方此方に暇なく
母宮春宮ともたてる
そなたかもそてふ
用なし
おさなかりしに　董宮の
よりともに
常住のようけて

たんぐ
紙
他流
おさなかりしに
若竹八羅睺羅の名を
東宮寺　聖徳太子
同名物
耶輸多羅
羅睺羅
後記六年誕生
故之耶輸多羅抱兒
故也授之金石燒是刑

誓言也　此因縁見思華池
瞿夷太子羅睺羅也
仏出家の後六年に
城へかへりけりと云太子
の妃耶輸陀羅也
也家仏の子羅睺羅の
事
疏記中二云大論十九云
耶輸陀羅菩薩出家
時自覚有娠菩薩六年

苦行故懐姙六年也乃至
諸釈有数因仏還宮羅
云仏一思百味飯食及
歓喜丸以上於仏と変
五百羅漢与仏不孫羅云
送食宮仏不諾比丘
宮鉢与羅
義曰我身ひとりさと
つまとこいけりと羅睺
羅の父そと人も教へさるよ

所詮て仕養とうるそれ
しとそて菫も実を
知ぬもとも知しさそう
と云ハ大悪よい非もとき
天さるる智恵とも
明月の子しなとはし
中 菫の学ま思ハるく六源
ハの学ま思ハさもうまと
ハるしめとうある
相手のうの子といそむしれ

六義の心ハ
風ハ教ハるそうとを
三ハ比ハ興ハ無拠無
の道理四地の法ハ多
是我身ひとひさそう
とうまれ意を通則
ハまよいふ人も
ハうも法ハ法を誰
秘 絶巻若ハ
出生以来ハ

まむし食ひ殺さむとうちはらひ
ためなり
よろこひ侍りける哉とて
義 悪ハ虫なり 擬人也
中 人の心をくふ虫をいふ病
のなり
弄 悪ハ虫の名なり 食心臓と
こともかくさうなきの
女三宮也
かくおほせられ 其の文

父のおきれしゆへにはゆかなれ
かくもやうもなくはなちしかは姫權
見えしなり
今はさに 細人のなき事
又ハある人へ申つかはす事
ある故これこれあらむとなし
あるやうにれいにしもあれは 女三宮
かくれにはあはれなるかなと
おほしめしは おもふなり
穂也

女の御身よりの障とは
一に帝釈の位は天人知
識なれども勝劣なきに似たり
て 三に出家の位は耶輸
陀羅のごとくに成仏の成
就しがたかるべき也 羅
のごとく事のみなひのあ
るは似たれども仏法の修行
いまだ得ざる也
いつの事なりしも

秘
五障也 さありといはれて
たまかしとも〳〵 修行せし
ぬし
されどものみちをとりまけれ
のちなりともまもりて
後世をとくさんとも
かのときのみもらんも 相違
させ御思ひよりむまれぬや
也
まずひそかに おさめ候

元服ハ物うく思ひ給へ
ましにまそ思ひ給へ
しかとも自然よ世ま
もてもてさし給しそれ満
足ぬ物思ひ給ハ一生
涯ハいあるべ
内ゐ宮の しと安
三宮ハ遠ク校て兼雅の
御もあまいその思ひをハ
道とも思ひ給ハ

きさいの宮
明石中宮
ひとつ母としてハ明石宮
の宮ハ六条院ハ生
長ハ六条院ハ
あるべ
ものを
ものを源氏の
きてもし
右の御ものも　夕霧

それ[illegible]今[illegible]そひ
弘徽殿大后部[illegible]
心さしのものつく
毎方り威勢もさく源氏
の性もあつくいる心
うもよおす威中えとなれて
[illegible]めぬ[illegible]ものめい
宮[illegible]
日本能神代と
素戔嗚尊春則塡塞

殷勤又秋ハ此諸事書是
無状雖然日神恩親ク
意不温不寒皆以平心容
要
[illegible]いらも世の　右近乃
事也内京の殿い恩を沈て
他と能して文三百要を
思ふ心をそひめて
身と今ら[illegible]ものを
のちて在の　源氏物語

隨一好なる菓也乃
末と成て
この君いて菓敵財
人物とも
みなそなはる
自然とあらはる 化現人の
やうなるも
多いとかぞへ
なるかめ
あるなる

あるさ
秘 大品經十七 八十隨形好と
四十二者毛孔出香氣
四十三者口出無上香と
百姿の行 百姿の行
とをく行
多あるわいあ
九香と用事風流
あるも九品
ほとけの人ほとけ人

ちまき也
かくろいさうらるまて
其のひとめちらふれは所も
あやくれなつつほつみなれ
をむつつくてあさつしめ
なとも三はきぬよりも
と白ふとも
ふかひつ はつ句の章櫃
の事に各別とも
其句の上にくよ

薫の袖これは梅っとは
各別なれはその梅の香
をとこひて他人にあるれ
用はしむるとも
秋のの 蘭も裁の白
かくれての句の白よする
とも
うつとさゆは うつは
薫物也 胡夕綱合は述
うつい薫衣香 衣被香

なんて菖蒲とゑがむ
まことにせんそくのよ白と
ことめてそくまもあくの
うつくしい菖蒲の花
雲に梅のそらのの
雪は昔白ひあるとそれ
あるひて世をあつる女
命也萩かとの白ひ
うつくしかるにあらずあ
ぬかるとも

かるとも　女あ稚な
世を流色好もそ
ぬやうなるひとも
むかしの海い　そうか
むかしと書るあるも
昔の海氏いさやうに一事
をそなるあるよ
天拾いさもも白宮い
手とけくそなのな
好もるとやうに世人の思

しるべにそも海氏の
酒をよくくみてし
源中納言　萩の葉つゆ
この宮は　白宮
ゆくへしらぬ　無名抄
まことに西行法師
白宮の歌あり　いの歌
ゆゑもなくなるべしと
なり
書に同歌あり　詞書いと

とうの宮　白宮
遠き世の一の宮
思ひそめ細をいひのこす
海ぞ　世のきはに
もあるべし姫宮
ちく紅侯なる女のく
もしき事を白宮に
侍る故西の心の
中ねい世中を　薫
妻別とは　すれば世中

もとゝ分れて来たれる事
と思ふ
長くいきあたり
あかつきいつあたり
長つゝく思ふ
所あたりて 長い世と
きつゝつゝきれて
ゆきちかとなんかと用
こゝも
人のゆゑ なん

人のゆゑあるあたりい思ふ
よりあも
十九よりあたりそ 萱四
ちまれその事おい
ゆてちう次のきいゝ立
思て次おの事あも并
事始と事紙ノ新紙分
編

三位宰相ハて当代中ハ
世界と先上階ノ三位

中れる後宮織女物語
三つの品物の字をば義
分明也
つらつらいまを思ふ
宮人とて一つの船
そなたうたひなまわ自然
四操も初三つふ色も
そもも四もおさまれて浮
船ふもあり中の宮浮り
世人ふも志れ給

三宮のとうまをへて白宮
ひかう此のうちに
冷泉院の調中は黄は
財産を住よくあるよく
とかくとかくそなつき給よ
上ふもあり如一宮同ふよ
養育あるあるゆゑ
あくまん人を
世ふ四つ〻むつくには宮
なりとそなつりてそなつ

大てい
国のやうにすべて
ひめ宮の品
切てく出養育のさ
奇特し
もつかはの　鶏は
ふるはのうれ業
をいとの用を好物
まかくへ
草の

あかぬ心の海も
中くゝもてきて　中たえ
やうにそうけもさるかぬの
中くゝ物思のよう
なるくゝ草くゝ思
よる人くゝ秋くゝのひくゝ
ようにそうけもさるかぬ
思ふにたえる宮仕
の海も
さてふかくとまるかゝ

薫、温和の俗りある人
なれど恋あるかもちたる
むつまじ紙に紙ゝはよきも
雨やうゝ雨やうゝもくもも
もうゝ雨やうゝ　鐙の
さうも
宮のおゝ　ゝさも　義日
紙陸奥守ゝ　の宮ゝ
上立ゝ紙さもゝに　宮の陸
かゝもそ　たの

おとゝもとゝのゝ又各別の
事ゝなれども物の字とて陰
をとゝのうて言ひい出る女云
のゝ名なのつゝまいれとも
考ふこゝろなくともをあて
別々よ高調あるまゝ
とも物意なるあくとゝ心
中にも此つゝ義とけりもゝ
是絹糸此てもの絹ゝ蓋
ゆゝふ此字よりはまつ

ゝ
ゝさすのよ細ゝこゝに
あくさめてもきまい
ちまんもけもこゝいと
そつゝやうそけもを
もこすくもとゝ名
おとゝも此もの字よ絹
ようもてこゝ母宮の出方に
ゝもあつゝ紅作して
蓋を糸もくゝと心ゝ
すふ文たのゝもゝ長安を

あさましきわのいかなれと
うきあるさまをそうる
しぜんの事あり
女房法ふもあるさちん
出家遁世をと思ひよる
女房のおそるさと祖定
有の者とそうるのてたい
后宮も寵愛と思ふる
遁世のさふるもれいえ長女
の事とうしたいすとうるさん

さまさまにゆうしまきき
白宮も男うの白うも中ゆ
もをさしわとも比こんとき
多さい二の光人を物とも
やむことなきよりも　再
后腹の姫君よりも
よのおぼえの　花典侍の姫
光もしるうるを鏡ゆ
女房の御方
御子達をとんと
御東宮よりも

なまぬるく
人のあらさまと　白宮薫
いふとゝめあるとも人と
うらうらの人は若別也也也
者也也者人そうこ
いといたくくい
いつくしき歳俗は代人
也歳俗ふとゝ
それ為ふ当代の人の心
なるあらに聞ける

なし
わこのしをさせて
そなわふふ
ふ一方
のあるのうあ
薫大才の正月也
射礼宴
於建礼門行之観射
弘仁二年正月廿
賭弓　廿九
十九

次射礼後相撲 彼行
右場殿彼行之四府舎人
射手 大蔵着座 出警蹲
遺募物 射
出居御将着座 出警蹲
次右馬寮着座
大打進巻文 巻文様左腰取巻状
次後大打次文結一座
上々々右右大打右巻
上々々右右巻々右大打結
左右巻々右大打結

次競的 木工 篝刺着
次射 矢数 波面
人数 右左各十人 兵各十人
勝方将行罰酒
馬 衛士内侍 次供膳
勝方乱聲 次舞 打射 時右
右共 的付将等 績成数
次文付上
勝方大打巻可給禄
由 打々付不設

還饗

北山殿御賭射還饗大
將先着座垣下座上儲
菅因座親王来着次第
上次將着奥座賭弓二人不儲出
因座依菅年次垣下忌着座
相撲次第立机或次第三献
説有絃歌之興給禄
有差或命東宮遣勾監
以下第天禄例

白宮也

みこともち
遣いのたまふもの
允恭紀に賭射の事
とあれども
たゞ勝ノ字ノ付たる故實
とも也ばかり
韵
翻ふる
事相中ハ
員方ハ
ものとも

菅也右ナシ
徳俊小臣出

繍刺し所也
名いさかちらして　百姓
を景氣ものを
心殿のみ家ひさ了
廊座中サ將ハ南面奥方
卿を為ハ結方　小面　塩下
ノ社と言ハ中サ初ハ
ノ本人ハ卿を為ハ饗
意ノ諸体なれハ非分ノ
心ニテ座ノ外ニ著也

もとめて　侍八乙女求
子ともけ子色
器饗ノ時求子ハ盛ル下
年也
八乙女侍　二陪　拍子各六
やとめいもるやし如
ものやハし女　ものやし女
二陪
神のまをこの山社
神のやをと　歌ノ方　笛

武子ハ拾遺大伴旅人朝臣
ゑめて亭師奈良男使
を時うたゝ
よめる
手振亭師雲枝ケ
春も八重も色ハ
かゝる神とても　艶
よりゐる神し
やこいあやしく
まれよのやうに梅花

色こそ又孫のやいかゝ
ゑこそ亭ゝ
咲ゐ所ゑ色ハ
ゐ所ゑ梅花
こゝ所ゑ
行るのゝ
右の
酒ゝ
客人
喜ゐ

右中将

こうも世ふつき事も
弟のさまをおもと　八乙女の
二階をさ薫助音ふ
せ　るものの網の中とふこも
ひとちも